

地方消費税の税額計算

設例を参考に、地方消費税額を計算します。

step.22 地方消費税の課税標準となる消費税額を転記する

付表1-3⑨欄に記入がある場合は、⑨差引税額を付表1-3⑪欄に転記します。

付表1-3⑧欄に記入がある場合は、⑧控除不足還付税額を付表1-3⑩欄に転記します。

設例 甲野商店の場合

付表1-3⑪C欄に、付表1-3⑨C欄 261,000 円を転記します。

step.23 譲渡割額（納税額）又は譲渡割額（還付額）を計算する

次の計算式により計算し、計算結果を付表1-3⑫又は⑬欄に記入します。なお、⑬納税額は、100円未満を切り捨てた金額を記入します。

$$\begin{array}{c} \text{地方消費税の課税標準となる消費税額} \\ \text{（⑪差引税額又は⑩控除不足還付税額）} \end{array} \times \frac{22}{78} = \begin{array}{c} \text{譲渡割額} \\ \text{（⑬納税額（100円未満切捨て）又は⑫還付額）} \end{array}$$

設例 甲野商店の場合

譲渡割額（納税額）は、次のように求められます。

（付表1-3⑬欄に記入）

$$\underline{261,000} \text{ 円} \times \frac{22}{78} = \underline{73,615} \text{ 円}$$

$$\underline{73,615} \text{ 円} \rightarrow \underline{73,600} \text{ 円（100円未満切捨て）}$$

設例 甲野商店の場合：付表1-3

甲野商店の付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表は、以下のとおりです。

第4-(9)号様式

付表1-3 税率別消費税額計算表 兼 地方消費税の課税標準となる消費税額計算表

一 般

課 税 期 間		令和2・1・1	～令和2・12・31	氏 名 又 は 名 称	甲 野 太 郎
区 分		税 率 6.24 % 適 用 分	税 率 7.8 % 適 用 分	合 計 C	
		A	B	(A+B)	
課 税 標 準 額 ①		円 12,138,000	円 8,681,000	円 20,819,000	
内 課 税 資 産 の 譲 渡 等 の 対 価 の 額	①	※第二表の⑤欄へ	※第二表の⑥欄へ	※第二表の⑦欄へ	
	①	12,138,888	8,681,818	20,820,706	
	①	※①-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	
	①	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	※第二表の⑩欄へ	
消 費 税 額 ②		757,411	677,118	1,434,529	
控 除 過 大 調 整 税 額 ③		(付表2-3の②・⑤A欄の合計金額)	(付表2-3の②・⑤B欄の合計金額)	※第一表の③欄へ	
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)	控 除 対 象 仕 入 税 額 ④	504,746	668,742	1,173,488	
	返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑤			※第二表の⑩欄へ	
	売 上 げ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑥			※第二表の⑩欄へ	
	特 定 課 税 仕 入 れ の 返 還 等 対 価 に 係 る 税 額 ⑦	※⑦-2欄は、課税売上割合が95%未満、かつ、特定課税仕入れがある事業者のみ記載する。		※第二表の⑩欄へ	
控 除 税 額 小 計 (④+⑤+⑥)		504,746	668,742	1,173,488	
控 除 不 足 還 付 税 額 (⑦-②-③)				※第一表の⑧欄へ	
差 引 税 額 (②+③-⑦)				261,000	
地 方 消 費 税 の 課 税 標 準 額	控 除 不 足 還 付 税 額 (⑧)			※第一表の⑩欄へ ※マイナス「-」を付して第二表の⑩及び⑪欄へ	
	差 引 税 額 (⑨)			261,000	
譲 渡 割 納 額	還 付 額 ⑫			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑩欄へ	
	納 税 額 ⑬			(⑩C欄×22/78) ※第一表の⑩欄へ	
額				73,600	

注意 金額の計算においては、1円未満の端数を切り捨てる。

(R2.4.1以後終了課税期間用)

基礎知識

確定申告の準備

確定申告の流れ

申告書を作成する

消費税の
税額計算

地方消費税の
税額計算

申告書(第一表
及び第二表)
の記入

その他の項目

申告と納付

所得税の決算額調整

下書き用申告書等